

不服申立等（その他）についての検討資料

論 点	1
情報公開審査会の在り方（裁決機関か諮問機関か等） 意見具申、苦情処理等の機能・仕組み	
1 不服審査会の性格についての立法趣旨	1
2 情報公開審査会の調査審議等の状況	2
3 国の行政全般についての苦情・相談等の窓口例	4

論 点

情報公開審査会の在り方（裁決機関か諮問機関か等）
意見具申、苦情処理等の機能・仕組み

諮問機関として情報公開審査会が設置された趣旨は、簡易迅速な救済の実現を図るとともに、行政機関が第三者的立場である審査会からの評価を踏まえた判断を加味することによって、より客観的で合理的な解決が期待できるというものである。

情報公開法施行以来、行政機関等から情報公開審査会への諮問件数は急増しており、これに応じて情報公開審査会の答申件数も急増している。諮問庁は答申を受けて最終的な判断をすることとなるが、ごく一部の例を除いて、答申の内容は諮問庁に尊重され、実現されている。

情報公開審査会では、諮問庁（又は処分庁）における情報公開制度の運用が不適切である場合等必要な措置等について答申の中で付言を行うなど、第三者的立場から、行政機関等における情報公開制度の円滑かつ適切な運用の確保を図っている。

情報公開制度に関する意見・苦情等については、各行政機関等が設置している情報公開窓口等に加えて、行政相談制度や電子政府の総合窓口（インターネット）を通じて、各行政機関等に提出することができる。

1 不服審査会の性格についての立法趣旨

行政改革委員会「情報公開法要綱案の考え方」（抄）

「不服審査会の性格については、裁決機関とするとの考え方もあり得るところである。しかし、裁決機関とすると、一般に手続が厳格になり、簡易迅速な救済の実現が困難となるおそれがあり、また、当該機関がすべての行政分野にわたる不服申立てについて最終的な行政上の責任を負う判断を行うことは實際上極めて困難である反面、当該行政機関に最終的な判断権限を残しつつ、不服審査会が第三者的立場から意見を述べることに積極的な意義が認められることなどから、諮問機関とすることとした。

諮問をした行政庁（諮問庁）は不服審査会の答申を待つて最終的な判断をする
が、その際、答申を尊重すべきことは当然である。また、答申は公表するものとした。」

2 情報公開審査会の調査審議等の状況

(1) 諮問・答申件数

平成 13 年度から 15 年度までの 3 年間の諮問件数は 2,010 件、答申件数は 1,535 件、未済件数は 428 件となっている。

経年的にみると、平成 15 年度の諮問件数は 13 年度の 2.5 倍、答申件数は 4.6 倍へと急増している。

(2) 答申結果

平成 16 年 3 月末までの答申件数(1,535 件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む。)は、607 件(39.6%)である。(なお、平成 15 年度において、情報公開審査会に諮問し、その答申を受けた行政機関の長が、答申の内容と一部異なる内容の裁決・決定を行ったものは 2 件みられる。)

諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	110(7.2%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	497(32.4%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	928(60.4%)

(3) 付言の実績

過去 3 年間に提出された答申の中で、175 件の答申において付言がなされている。

項目別件数としては、文書管理に関する付言(48 件)が最も多く、続いて諮問遅れに対する付言(47 件)、請求人への情報提供(21 件)、文書の特定(13 件)という順になっている。

付言の例(文書管理関係)

「法は、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする観点からも、行政文書の作成、保存、廃棄等を適正に行うことを求めているものであり、本件のように病院の管理、運営に関する基本的事項を審議する会議の場合、議事の内容を理解するために不可欠な資料については、議事録と一体として保存することが望まれる。」

(審査会答申 13-36「国立療養所中部病院長寿医療研究センター研究部長会議事録(平成 12 年度、平成 13 年 4 月)の一部開示決定に関する件」)

◆ 付言の例（諮問の遅れ）

「本件対象文書の特定の容易性及びその分量からして諮問に要する時間は一定程度確保されれば十分と考えられるところであるが、本件事案についての処理経過をみると、平成13年12月に審査請求がされた後、諮問までに約1年半を要しており、しかも、諮問庁の判断によれば処分庁の不開示決定に反しほとんど開示する方針であることからすると、本件事案に係る諮問庁の対応は、法の目的にかなったものとは言えず、適切を欠いていたものと認められ、今後速やかな諮問に向けて改善が望まれるものである。」

（審査会答申 15-212「請願書等整理票の不開示決定に関する件」）

付言の例（情報提供）

「確かに、諮問庁が異議申立人の開示請求書の文言に照らし、同省令を対象文書として特定しなかったことに違法はないと認められるが、諮問庁が当初異議申立人の平成14年7月29日の開示請求に際し、文書の特定に疑義があるとして文書で異議申立人に回答を求めたという経緯や、諮問庁が開示決定を行った同年8月29日の時点では既に同省令が同月1日付けの官報に掲載され、平成15年1月1日から施行されることが定まっていたこと等にかんがみれば、諮問庁は、異議申立人に対して同省令につき情報提供することが望ましかったものと考えられる。」

（審査会答申 14-498「未決拘禁者の自弁又は差入れに係る物品の取扱いに関する訓令・通達等の開示決定（文書の特定）に関する件」）

◆ 付言の例（文書の適切な時期における公表）

「なお、金融政策決定会合における議論については、諮問庁においては相当程度詳細な議事要旨を公表しているものの、金融政策についての説明責任を十全に果たしていく観点からは、議事録についても、日銀法20条2項の規定によって政策委員会が決定した10年という公表期間に一律にとらわれることなく、個別の事案に応じて法上の不開示事由を検討し、適切な時期に公表等が行われることが望ましく、例えば、金融市場の局面が変化した場合等議事録に記載された審議の内容が公にされても日本銀行の適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれなくなった場合には、金融政策決定会合の自由な討議の妨げにもならないと考えられることから、速やかに公表等を行うなどの措置が取られることを望むものである。」

（審査会答申（独情）15-31「金融政策決定会合議事録の一部開示決定に関する件」）

3 国の行政全般についての苦情・相談等の窓口例

(1) 行政相談制度

国の行政全般についての苦情その他相談や意見・要望を受け付け、相談者と関係行政機関の間に立って、公正・中立の立場から必要なあっせんを行い、その解決や実現を促進するとともに、これを行政の制度及び運営の改善に反映させるものであり、総務省行政評価局が所掌している。

- 苦情等を受け付ける範囲は、各府省、独立行政法人、特殊法人及び認可法人^(注)の業務、地方公共団体の業務のうち法定受託事務に該当するもの及び国の委任又は補助を受けて行っている業務であり、国の行政全般に及んでいる。
- 本省行政評価局のほか、管区行政評価局・行政評価事務所及び行政相談委員による全国ネットワークを活用して一体となった受付・処理が可能
- 解決に制度改正等を必要とするものや、同種・類似の苦情の発生が予測されるものについては、民間有識者で構成される行政苦情救済推進会議への付議や行政評価・監視を実施

(注) 認可法人：国の出資比率が 1/2 以上、かつ、国の補助に係る業務を行うものに限る。

(2) 電子政府の総合窓口

電子政府の総合窓口(e-Gov [www.e-gov.go.jp])では、各行政機関が提供している行政情報を有効に活用してもらうため、下記の検索・案内サービスを提供するとともに、行政機関に対する政策に関する意見・要望等の受け付けを実施。

- ホームページの掲載情報の検索
- 行政手続案内や申請・届出様式の検索
- 行政文書ファイル管理簿の検索
- 各種報告書等の所在や入手方法の検索